

平成24年度第19回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成25年2月13日（水）15時27分開会

場所 第1会議室

出席者 20名

山本学長，和田理事（総務・財務担当副学長），大矢理事（教育担当副学長），奥田副学長，鈴木評議員（言語センター長），平沢評議員（情報処理センター長），寺坂評議員（経済学科長），プラート評議員（商学科長），多木評議員（企業法学科長），持田評議員（社会情報学科長），岡部評議員（一般教育系学科主任），小田評議員（現代商学専攻長），近藤評議員（アントレプレナーシップ専攻長），横田評議員（経済学科教授），金評議員（商学科教授），林評議員（企業法学科教授），中村（隆）評議員（社会情報学科教授），上野評議員（一般教育等教授），山本（久）評議員（言語センター教授），瀬戸評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

公欠者 2名

李評議員（ビジネス創造センター長），穴沢評議員（国際交流センター長）

欠席者 0名

議事に先立ち，山本学長から，報告事項「国立大学のミッション再定義について」を追加する旨，報告があった。

続いて，事前に配付している前回（2月8日）開催の平成24年度第18回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について

鈴木称号授与審査委員会委員長から，国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について，審議資料1に基づき，提案があった。

【鈴木称号授与審査委員会委員長提案要旨】

- ・本件については，本学元専任教授の海老名 誠 氏に対する特認名誉教授の称号付与について，提案するものである。
- ・「特認名誉教授」の称号付与の基準については，かつて本学の専任教授として在職した者で，教育上又は学術上の功績が認められるもの，あるいは，本学の地域貢献活動の発展に相当な貢献が認められるもののいずれかに該当することとしている。
- ・この度，ビジネス創造センター長より，2月7日付けで海老名 誠 氏の特認名誉教授の推薦があったため，2月8日に第3回称号授与審査委員会を開催し，特認名誉教授の称号付与に関する規程第3条に基づき，第2条に定める称号付与の基準により審査を行い，特認名誉教授の称号付与候補者の原案を作成した。
- ・審議資料1にあるとおり，海老名 誠 氏は，平成16年10月に本学のビジネス創造センター教授として採用され，平成23年3月に退職されるまで6年6月間勤務された。
- ・また，同氏は平成18年4月から平成23年3月までの5年間に渡り，ビジネス創造センター長を務められ，本学の産学官連携活動の発展に尽力された。

・なお、同氏については、平成23年4月6日から平成25年3月31日までの2年の予定で本学の特認教授の称号を付与されていることから、ビジネス創造センター長からは、本年の4月1日付けで特認名誉教授の称号を付与したいとの意向が示されている。

・特認名誉教授の称号付与に関する規程第2条第2号の本学の地域貢献活動の発展に相当な貢献が認められるため、特認名誉教授の称号付与候補者とすることを提案するものである。

続いて、審議が行われ、原案どおり、特認名誉教授の称号を付与することが承認された。

承認後、山本学長から、海老名 誠 氏に対して平成25年4月1日付けで特認名誉教授の称号を付与する旨、発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学特認教授の称号付与期間の更新について

鈴木称号授与審査委員会委員長から、国立大学法人小樽商科大学特認教授の称号付与期間の更新について、審議資料2に基づき、提案があった。

【鈴木称号授与審査委員会委員長提案要旨】

・本件については、浦島 久 氏（現アントレプレナーシップ専攻非常勤講師）の特認教授の称号付与の期間更新について、提案するものである。

・浦島 久 氏の特認教授の称号の付与期間については、本年の2月17日までとなっているが、この度、アントレプレナーシップ専攻長から、同氏の称号付与の期間の更新について、意向が寄せられたため、2月8日に称号授与審査委員会を開催し、特認教授の称号付与の更新についての原案を作成した。

・同氏は、平成16年のアントレプレナーシップ専攻の創設時から現在に至るまで、非常勤講師として「初級ビジネス英語」を担当される等これまで本学に対して多大な貢献をしており、今後も本学の教育、研究、地域貢献活動等の進展に多大なる貢献が期待される場所である。

・なお、同氏の特認教授の称号付与期間については、平成21年2月18日から平成25年2月17日までの4年間であることを申し添える。

・特認教授称号付与規程第3条の称号付与の基準を十分に満たしているため、第5条第2項の規定により、平成25年2月18日から平成27年2月17日までの2年間において称号付与の期間を更新することを提案するものである。

続いて、審議が行われ、原案どおり、特認教授の称号付与の更新が承認された。

承認後、山本学長から、浦島 久 氏に対して平成25年2月18日から平成27年2月17日までの2年間において称号付与の期間を更新する旨、発言があった。

3. サハリン国立大学との相互理解覚書（交流協定）の締結について

大矢理事（教育担当副学長）から、サハリン国立大学との相互理解覚書（交流協定）の締結について、提案があった。

【大矢理事（教育担当副学長）提案要旨】

・平成23年度にサハリン国立大学から客員研究員（ポタポヴァ氏）を受入れたところであるが、先方より、この交流を機に学術交流締結をすすめたいとの要望が寄せられた。

- ・ロシアへの交換留学生数については、現在のところ、さほど需要が大きくないことから、学術交流を中心とした相互理解覚書の締結に向けて折衝を開始することを提案するものである。
- ・本件については、2月5日開催の国際交流委員会の了承を得ていることを申し添える。

続いて、審議が行われ、原案どおり、サハリン国立大学との相互理解覚書の締結に向けて折衝を開始することが承認された。

報 告 事 項

1. 国立大学のミッション再定義について

山本学長から、国立大学のミッション再定義について、報告資料1に基づき報告があった。なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容等】

- ・本件については、最終的には集約した内容にするのか、それとも総花的な内容にするのか。
- ・先行している他大学の教育系、医学系、工学系の三分野の状況を踏まえながら、検討することにした。
- ・本学の教育、研究、地域貢献の各分野の中で尖っている部分が本学の強みになりうるので、当面は、幅広く意見を聴取していくことにしたい。
- ・本件のような案件について、意見交換を行うと抽象的な議論になりがちなので、例えば本学卒業生の一部上場企業への就職率や本学教員の業績一覧等の実証的なデータを示して欲しい。
- ・本学が他大学に比べて優れていることを示すためには、エビデンスが必要とされている。検討の際に必要なデータ等があれば、事務局（企画・評価室）まで申し出ていただきたい。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、2月20日（水）に開催する予定である。

以 上